潮　流

望ましい銀行規制・監督に向けて

調査第二部副部長　矢島　格

07 年に顕在化したサブプライム危機に端を発した金融危機は、08 年 9 月のリーマン・ショックによって深刻化し、世界経済に未曾有のダメージを与えるに至った。このような金融危機の再発を防ぐため、銀行規制・監督の見直しについて各方面で様々な議論・検討が重ねられている。

こうしたなか、昨年 12 月、バーゼル銀行監督委員会（27ヵ国で構成する銀行規制・監督の国際的な協議機関）から、銀行規制案が公表された。この規制案の主な内容としては、①自己資本比率規制の強化（資本の質の向上やリスク捕捉の強化など）、②レバレッジ比率規制（資本に対する総資産の比率の規制）の導入、③資本バッファー（資本を好況時に積上げ不況時に取崩す仕組み）の導入、④流動性基準（資産サイドと負債サイドの両面からの流動性規制）の導入などがあげられる。今後、影響度調査の結果やバーゼル銀行監督委員会に寄せられるパブリックコメントの分析などを経て、本年末に正式な規制として策定される予定になっているが、銀行にとっては、厳しい内容であると評価する声が根強い。

このバーゼル銀行監督委員会の規制案は、銀行規制・監督が不十分であったことが金融危機の元凶であったとする認識に基づいている。しかし、銀行規制・監督は強化すれば、それだけで、将来の金融危機は回避できるのであろうか。

銀行規制を強化しても、金融技術革新の進歩や環境変化などによって、規制に抜け穴が生じ、銀行がその抜け穴を利用する「規制の裁定」が行なわれることは、これまでの歴史が示している。今次金融危機においても、自己資本比率規制上、資産をバンキング勘定で保有した場合よりもトレーディング勘定で保有した場合の方がリスクウエイトは低く計算されるという規制の抜け穴を利用し、証券化商品をトレーディング勘定で大量に保有するという「規制の裁定」が、主に欧米において横行したことが広く指摘されている。

グローバル化の進展に伴い、銀行規制を強化することによって他国にマイナスの影響が波及する可能性も無視できなくなった。たとえば、少し話は古いが、日本で 92 年度から本格適用された自己資本比率規制（バーゼルⅠ）によって、邦銀が海外資産の圧縮という行動をとったことが、97 年のアジア通貨危機の発生要因のひとつであったという実証結果が報告されている。

また、銀行規制を強化すれば、その遵守を監視する監督当局の役割も増大することになる。しかし、日本における 90 年代の不良債権問題の主因が、監督当局による「先送り政策」であったことを示唆する状況証拠が少なくないことが物語るように、監督当局の監視能力が常に優れているとナイーブに考える者はもはやいないであろう。監督当局に対する監視を適切に実施する新たな工夫も必要になるのかもしれない。

いずれにしても、銀行規制・監督を強化すれば良いという議論には慎重な対応が必要である。銀行規制・監督の強化が引き起こすマイナスの副作用も十分に考慮しなくてはならないだろう。

それでは、どのような銀行規制・監督が望ましいのであろうか。この点については、経済学者の間でもコンセンサスは未だに存在していない。けれども、政府（公的部門）による市場メカニズムへの介入に関する経済学の基本に従うならば、銀行という経済主体の経済効率を損なわず、いわゆる「市場の失敗」（預金取付の伝播が典型的な例）の対応に重点を置いた規制・監督が望ましいことになるだろう。別言すれば、市場機能を活用して銀行経営者に効率的で健全な経営を促す適切なインセンティブを与え、経済成長に不可欠な情報生産機能（審査・モニタリングによる情報の蓄積・活用の機能）などの金融仲介能力を向上させるとともに、市場機能では対応が不足してしまう機能を補完するような銀行規制・監督の構築を目指すべきであろう。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載･複製を禁じます